

第 2 0 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年10月18日（木）

16：00～17：50

場所：中央合同庁舎4号館 2階 共用第3特別会議室

山内部会長 定刻でございますので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第 20 回総合部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

F 委員は 30 分ほど遅れる予定と伺っております。

本日の出席状況ですけれども、17 名のうち 10 名の方々に御出席をいただくという予定になっております。したがって、定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、早速ですが、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料をごらんください。

上から順番に確認をさせていただきます。まず、議事次第の 1 枚紙、座席表 1 枚紙、資料 1 としまして「主なご提言、ご意見等について」、資料 2 「アンケート及びパブリックコメントより提起された御意見等（整理版）」、資料 3 が「アンケートの結果について」、資料 4 「公開意見募集の結果について」、資料 5 - 1 としまして「今後の検討の方向性」、5 - 2 がその別添資料、資料 6 としまして「最近の政策課題について」という厚いもの、参考資料 1 がアンケートのお願いの紙、参考資料 2 が公開意見募集について、参考資料 3 が名簿、参考資料 4 が前回の議事録でございます。これもまた未定稿ですので、別途照会をさせていただきます。

一番最後に、韓国 P I M A C のパンフレットをつけさせていただいております。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。何かございましたら、事務局まで御連絡ください。

山内部会長 よろしゅうございますか。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

今日ですけれども、これまでと同様に、総合部会における委員の方々の御意見、ヒアリング、パブリックコメント、アンケート等を行いましたので、こういった各所で問題提起がされております。こういった課題を踏まえまして、今後の取りまとめの方向という議論を行っていただきたいと思います。

それで、前回から事務局の方でこれまでの議論の整理をさらにブラッシュアップしていただいておりますので、論点整理をしていただきましたので、これを御説明いただきたいと思います。

それから、これも事務局の方で実施いただきました「公共施設等の管理者等アンケートの結果」もまとめができていますということでございますので、併せて御説明いただきたいと思います。それでは、事務局からの御説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から御説明申し上げます。

今、山内部会長からお話がございましたとおり、今回は、前回、委員の先生方から御意見いただいたとおり、まず、委員の先生方の御発言とパブリックコメント、地方公共団体

アンケート、これをそれぞれまとめまして、それを一つにまとめた主な御提言、御意見等についてというものを一つまとめております。

それに附随いたしまして、前回まとめきれませんでした「公共施設等の管理者等のアンケートの結果について」ということで、こちらを資料3につけてございます。

資料4は、前回御説明をいたしましたパブリックコメントの結果と同じものでございます。

それから、今、部会長の方からお話ございましたとおり、この総合部会もあと3回ということになってまいりました。したがって、そろそろ今回の取りまとめの方向性について御意見をちょうだいできればということで、事務局の方でたたき台を整理させていただきました。そちらが「今後の検討の方向性」、それから、附随資料ということで資料5-2ということで別添資料ということでございます。

それから、先般、当方の室長からお話ございましたとおり、「最近の政策課題」ということで幾つかの資料を御用意しております。本日はこれらを中心に、時間の関係もありませんので、できるだけ簡潔に、効率よく御説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず、資料1、「主なご提言、ご意見等について」というのをごらんくださいませ。こちらは、前回御説明をいたしましたものに、新しく前回の総合部会で御発言をされた中身、それから、アンケート、パブリックコメントで出たもので載せるに適したものと考えられるもの、こういったものを付け加えたものでございます。それでは、特に付け加えた点についてのみ簡潔に御説明いたします。

まず、1ページでございますけれども、「現状についての認識」のところでございます。

こちらは、第1パラグラフの中段あたりに、「また、自治体間でのノウハウにばらつきがあり、民間事業者からみると公共施設等の管理者等の対応につき、予見可能性に乏しい」といった御意見が委員の方から出ましたので、これを付け加えております。

それから、2段目のパラ、3段目のパラでございましょうか。上から4行目「さらに、国等による規範の充実化」、これはK委員の方から、現場への浸透のみならず、国等による規範の充実化ということも明記をする必要があるのではないかということで付け加えてございます。

2ページにまいりたいと存じます。「要求水準の明確化」ということで、今回、個別の項目ごとにわかりやすい小見出しを付けた方がいいかなということで、小見出しを付けました。まず第1に、「要求水準にかかわる規範、グッドプラクティスの提示の必要性」ということ、第2番目が「要求水準書策定前の段階での明確なコンセプト形成の必要性」、3番目としまして「要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性」、4番目といたしまして「コストと要求水準書の内容（サービスの質）との関係を明確化する必要性」、それから「その他」ということで整理をいたしております。

ここで新たに付け加えておりますのは、3)のところでございます。これはF先生から出た御意見でございますけれども、要求水準の具体化、明確化、精緻化のためには、サ

ービスの類型ごとに整理していくアプローチが有効ということを新たに付け加えました。

それから、I先生の方から、具体化、明確化、そのほか精緻化という御意見が出ましたので、そちらについても加えております。

それから、4)でございますけれども、これはL先生の方から、PFIでいうところの予定価格というのは、物品調達等に言うところのいわゆる会計法の予定価格と若干趣旨が違うのではないかという御意見が出ましたので、それを付け加えてございます。

それから、E委員の方から、アウトプット仕様とインプット仕様の相関を、定量的にとり御趣旨かと存じますが、把握していくことが必要であるという御意見が出ましたので、そちらを付け加えてございます。

あと、パブコメ、アンケートでございますけれども、予定価格等について2つほどここに掲げさせていただきました。

1つは、予定価格、算定根拠を公表すべきであるというもの。それから、予定価格というものである必要はないものの、上限拘束性を持たない参考価格としての何らかの価格というものについて公表することを検討すべきというものがあったということでございます。

それから、その他といたしまして、施設の安全面に関する項目については、より指標的に提示した方がよしいのではないかという意見があったので、付け加えさせていただきました。

それから、2番目、「標準契約化の推進」でございます。こちらについては、特に変更はございません。

4ページ目にまいりまして、3番目、「リスクマネジメント等についての考え方の整理」ということでございます。

これは、E委員の方から、リスクイベントの発生確率だけでは意味がなく、数値的に把握をしたリスクインパクトで把握をしなければ意味がないといった御意見、それから、従来行政ではコスト化していないものについても、民間事業者が行う場合コスト化すべきものがあるといった御意見がございましたので、付け加えました。

それから、D委員の方から、実際に実施された事業において顕在化したリスクの事例をまとめたデータベースを作成する必要があるといった御意見がございましたので、付け加えました。

それから、下から2番目のパラ、パブコメでございますけれども、これは、特に、いわゆるオフバラ、オンバラの議論等を踏まえておられると思っておりますけれども、公共にとってのリスク分析にもっと焦点を当てるべきであるといった御意見がございましたので、加えました。

あと、改修PFIについては、潜在的な瑕疵リスクがあるので、なかなか事業参入意欲が低いというアンケートの意見がございましたので、付け加えました。

次に、4番、「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」でございます。

1) 「透明性の確保」、5 ページにまいりまして、こちらについては、パブコメとアンケートの結果を付け加えております。

1 つは、経団連さんの御意見とほぼ同じでございますけれども、応募者への審査公表内容説明会を実施すべきというもの。

それから、審査基準等についての何らかの指針が必要だというもの。

それから、これも予定価格でございますけれども、現在、予定価格については、P S C ベースと P F I - L C C ベース、P F I - L C C ベースの方が最近は多いとも聞いておりますけれども、いずれにしても、どちらかに統一すべきだといった御意見がアンケートに出てまいりましたので、付け加えさせていただきました。

それから、「対話手法の充実」。こちらについては、特に変更ございません。

それから、「より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス」ということで、こちらは、I 先生の意見を踏まえて、新たに付け加えさせていただきました。これは、要求水準を明確化した上で、民間のノウハウを生かすことにより、それ以上の価値、V F M の向上ということもなろうかと存じますが、これをさらに達成していくべきだというスタンスを明確に示した上で、そのための具体的な方法論を検討すべきだといった御意見であったかと存じます。

これは、アンケート、パブコメでも同じような御意見が出ておりまして、まず、V E (Value Engineering)に関するマニュアルの必要性があるといった御意見。

それから、後ほど御説明いたしますけれども、英国では、要求水準どおりのコンプライアントビッドといったもののほかに、要求水準を超えた、要求水準と必ずしも一致しないけれども、要求水準以上の Value For Money を示す Variant Bid というものを提示させるという手法が一般的でございます。そういったことをやったらどうかという御意見がパブコメに出ていましたので、これも同じカテゴリーに付け加えさせていただきました。

それから、「その他」ということで、これは全部新しく追加をいたしておりますが、まず、入札プロセス、非常に時間がかかるので、それを何とか短くできるようなことをすべきだということ。それから、地域に対する配慮ということを考えるべきではないかということ、この2つでございます。

次、6 ページでございますけれども、「運営段階における課題に対する適切な対応」といったところでございます。こちらについても小見出し、それぞれ入れておりますけれども、最初の小見出し、制度変更等々に伴い、当初定めた要求水準書の内容が陳腐化してきてしまっていると。それに伴って、変更して適切に対応するメカニズムの導入というタイトルにいたしました。こちらにつきましては、特に変更はございません。

それから、2) で、モニタリング、支払いメカニズムの充実という項目で小見出しを付けましたが、ここで I 先生の方から出た御意見でございますけれども、いわゆる施設のアベイラビリティ (利用可能性)、こういったことに対する支払いの概念というのを確立して、運営段階のパフォーマンス、モニタリングの指標ということになろうかと存じますが、

これについては、いわゆるアベイラビリティとサービスのパフォーマンス、この2つの指標で要求水準を充足しているか否か、これをチェックすることが必要だという御意見だったかと存じます。

それから、これはC委員、K委員、E委員等々の方から御意見が出たものでございますけれども、まず、減額のほか、インセンティブをうまく組み込んでいる例というのは、後ほど御説明いたしますが、日本でもございますし、こういったインセンティブについても検討の余地があると。しかしながら、こういったインセンティブを与えるということについては、経済的なメリットがあるということを明確に整理されている必要があることのほか、要求水準を達成するというのが事業者の責務というのが大きな枠組みでございますので、安易にボーナスを支払うというシステムをとるのは、PFIのそもそもの目的から外れる可能性があって、したがって、慎重な検討が必要であるという御意見であったかと存じます。

あと、今、モニタリングのガイドラインは、維持管理、運営段階に絞ってございますけれども、建設段階についてもモニタリングの実施方法を標準化して、ガイドラインに盛り込むべきではないかという意見がアンケートにございましたので、付け加えさせていただきます。

次、「中立的な裁定機関の必要性」でございますけれども、8ページにまいりまして、これはA委員の方から出た御意見でございますが、基本的に両当事者の係争を解決するというで考えますと、裁定機関を設置すべきだということをア prioriに考えるのではなくて、まず、係争の処理の仕方、具体的な手順といったことを明確に示して行って、これを規範化していくことが必要ではないかと、こんな御意見であったかと存じます。それを付け加えさせていただきました。

次の4番でございますが、「事業期間終了後の課題に対する対応」ということでございます。こちらは上から4つ目でございますが、D委員の方から、施設の維持管理のモニタリングを行う必要があるといった御意見が提出されました。

それから、アンケート等々でも性能発注でも、具体的には維持管理、施設の劣化といったことについて、何らかの対応が必要であるといった御意見が出てございます。

それから、9ページにまいりまして、5)「運営重視型事業におけるSPCのマネジメント能力の重要性」ということでございます。これは病院事業の関係で出ておるわけでございますけれども、運営事業では、SPCのマネジメント能力というのが事業の成否を左右するというでございまして、現状ではSPCのマネジメント能力というのが非常に未成熟である中、その一方で運営型PFIというのが増加している。したがって、ここら辺のギャップについて何らかの取組みを行う必要があるのではないかと御意見を申し上げます。

それから、6番の「PFIの市場の拡大に向けた検討」ということでございます。こちらについては、E委員の方から、事業領域を拡大することと併せて、その際において行政

の果たすべき責任は何なのかといった点について議論を進めておく必要があるという御意見が提出されました。2番目の部分でございます。

それから、アンケートでございますけれども、民間発案型のPFI事業の募集プロセス等を明確にすべき。それから、御案内の「コンセッション方式」について、導入に必要な諸制度の整備を進めるべきといった御意見がアンケートで出されております。

7番でございますけれども、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」ということでございます。

10ページでございますけれども、こちらにつきましては、最初のパラグラフ、上から7行目でございますけれども、B委員の方から、指定管理者制度というのは行政処分であるということのみならず、地方自治法上の制度であることによる制約がかかっていることとすることを明確に示すべきではないかという御意見が出ましたので、追加をいたしております。

それから、アンケートの中で2つほど指定管理者制度について御意見が出ておりますので、書き加えました。

1つは、指定管理者の協定とPFIの事業契約が別途定められている場合で、かつ、指定管理者制度が解除された場合にPFI事業契約も解除されるといった場合について、事業契約とは別途結ばれている直接契約に定められた金融団による介入権の行使、地位譲渡というものが指定管理者制度の解除に伴って破棄されてしまうということになって、問題ではないかというお話が出ております。

もう一つは、施設が完成していなくても、公の施設の設置条例の制定が可能との見解を積極的に示してほしいというアンケートの御意見が出ております。

8番、「VFM評価についての継続的検討」ということでございますが、これはたしかD先生の方からであったと存じますが、VFMの源泉であるリスクの移転、これも検討保留事項だったという御意見があったかと存じます。加えております。

それから、アンケートで、簡易VFM方法の設定というのを入れるべきではないか、新たに加えるべきではないかという御意見が出ているということです。

9番、「ファイナンス手法のあり方についての検討」でございますが、11ページの一番下のところをごらんいただきますと、これはC委員の方から、特に地域完結型の事業につきまして、これを今後どのように進めていくか、これらのネットワークづくりをどのように行うかということについて検討を行う必要があるという御意見が出てございます。

すみません、ページが私が持っていたものとずれていたようでございまして、大変失礼いたしました。

それから、H委員の方から、知識や経験を共有化し、普及していく方法の一つとしては、フォーラムの開催が効果的であるわけでございますけれども、こういったことを特に地方銀行に対する知識、ノウハウの普及をはかるために使っていくべきではないかといった御意見が出たかと存じます。

12 ページでございますけれども、直接契約について積極的に公表をすべき。それから、公共施設の管理者等については、なかなかファイナンスの知識がございませんので、こういった方たちに対するキャパシティビルディングが必要だといったような御意見がパブコメから出てございます。

12 ページの 10 番「コンサルタントの役割について再認識の必要性」。これはK 専門委員の方から御意見が出ましたので、新たに付け加えさせていただきました。

なお、これに加えて、アンケートの方で、特に運営段階のモニタリング等々については専門家への委託が望ましいといった意見。それから、アドバイザーフィーの積算基準が必要だといったものが出てございます。

それから、11 番、これも新たに付け加えさせていただきました。これもK 委員の御意見で、特に海外のプレーヤーの拡大についての検討を行うべきだということでございます。

12 番目でございますけれども、これはアンケートの方から出たものでございますが、補助金、税制等の支援措置のイコールフットイングの必要性ということでございます。

13 ページにまいりまして、「現下の政策課題への対応」ということでございます。こちらにも新たに整理をさせていただきました。1)「防災」ということございまして、こちらにつきましては、A 委員の方から、いつ起こるかわからない災害のための準備といったことを官民連携していかに効率的に行うかということについても議論をする必要があるといった御意見が出されたと存じます。

それから、2)で「地球環境温暖化防止対策」でございますが、これはパブコメの方で、後ほど御説明いたしますけれども、現在、光熱水費については入札価格に含まれていないケースがあるということと、これを含めることとし、また、LCC/LCCO₂等の削減につきまして、要求水準書や審査項目に明記することといったことが必要だという御意見が出されてございます。

14 ページでございますけれども、2)「知識と経験の共有化と普及」のところ、アンケートとして、わかりやすいPFIのマニュアルの作成が必要であるということが出ておりますので、付け加えさせていただきました。

それから、2)の一番上のパラでございますけれども、情報の整理ということも必要だということで、K 委員の方から出た御意見でございますが、こちらを付け加えさせていただいております。

それから、「PFI事業に関する中立的なサポート組織の必要性」のところ、PUKのみならず4Psも参考にすべきではないかという意見がD 委員の方から出たかと存じます。

それから、15「今後の議論の進め方」でございますけれども、15 の中の一番上のパラでございますが、今後の論点整理につきまして、推進委員会として本質的な課題として速やかに取り上げる課題とそうでないものとに整理をしていく必要があるといった御意見が出たかと存じます。これはB 委員の方から出た御意見でございます。

それから、K委員の方から、それぞれの項目については、連動して考えるべきだという御意見が出たかと存じます。

それから、最後でございますけれども、15 ページでございますけれども、16「その他」の中で、アンケート等々で3つほど御意見が出ておりますので、付け加えさせていただきました。

1つは、SPCが取得すべき許認可項目やその解釈など、こういったものをきちっと整理をする必要があるのではないかとということでございます。

それから、民間収益事業の扱いについての規定が必要。

それから、DBO、BTO方式、こういったものについてPFI事業に真に属するものなのかどうか、そういった範囲を明確化すべきではないかといった御意見がアンケートで出てまいりました。

以上が主な御提言、御意見等についてということでございます。

時間の関係もでございますので、公共施設等の管理者等の御意見等につきましては、適宜御参照いただければと存じます。

今回そういうわけで、残り3回ということでございますので、今後の検討の方向性について、一つのたたき台として御説明をさせていただきたいと存じます。資料5-1をごらんいただければと存じます。

資料5-1でございますけれども、先ほどちょっと御紹介をいたしましたとおり、推進委員の先生の方から、本質的な課題として推進委員会として速やかに取り組むべきものとそうでないもの、少し中期的に取り組むもの、2つに分けて考えてみたらどうだろうかといった御意見が出ましたので、そういった考え方を踏まえまして整理をさせていただきました。

そこで、本質的な課題として速やかに取り組むべきものということでございますけれども、今回、いただいた御意見等を整理してみますと、現状についての認識のところでも明確に示されておりますとおり、民間事業者の皆様方からは、本来PFIというのは官民が対等な関係を構築し、民間事業者がPFI事業に取り組みやすい環境の整備というものがなされるべきものであるわけでございますが、実態としてはなかなかそういうようになっていないということで、それを変えていくために、制度の改善、意識改革、それから、推進委員会等が行っているさまざまな制度改革を現場へ浸透を行うべきだといった1つの意見が出されております。

それから、公共施設等の管理者の方からも、入札のプロセス、運営段階、要求水準等事業のプロセスに関わる課題ということが示されております。

こういった状況を踏まえて考えてみますと、やはりまず第1に、PFIの本質である官民の対等なパートナーシップを構築するための阻害要因の除去、環境の整備ということが最も焦眉の急を要するものではないかとということでございます。

そこで、具体的な事業のプロセスにおける課題でございます 要求水準の明確化、 標

準契約化の推進、 リスクマネジメント等についての考え方の整理、 より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実施、 運営段階における課題の対応、これを P F I を取り巻く閉塞的な状況を打破する本質的な課題として速やかに取り組むべきものとして整理をしたらどうだろうかということでございます。

それから、K委員がおっしゃっておられるとおり、これらの課題というのは、大きな一つの事業プロセスとして一環としてつながっております。相互に密接に関連しておりますので、こういった観点からも一括して整理をし、具体的な対応策を考える必要があるのではないかとということでございます。

2 ページ目をごらんください。そのほか、各委員の方から、指定管理者制度、市場化テスト、そういった他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用等について、その必要性を強く御指摘いただいたところでございます。P F I と指定管理者制度は実際に併用されておりまして、現場からは実務上の課題もいろいろと提起をされております。こういった官民連携手法は、「官から民へ」の動きをさらに促進していくための大きなツールでございますので、こういった課題に早急に対応していくことも求められているのではないかとということでございます。

それから、先ほど、パブコメの中身として御説明申し上げましたけれども、例えば、地球環境温暖化防止対策につきましては、来年度が京都議定書に規定された第一約束期間の初年度でございます。したがって、P F I における具体的対応策について、この段階で早急に示していく必要があるのではないかとということでございます。

それから、税制、国庫補助金等の制度が P F I 導入の阻害要因にならないよう、イコールフットिंगの確保に向けて普段の努力が必要であるということも一つの早急に対応すべき項目ではないかとということでございます。

それで、これらの項目につきましては、早急に、どれくらいの期間かということにつきましては、またいろいろと御議論していただく必要があろうかと存じますけれども、具体的な対応方策ということについて、今回、できればこの総合部会ないしは委員会で方向性を出していただければと考えまして、個別の項目ごとに一つの具体的な対応策のたたき台というものを整理いたしました。簡単に御説明いたします。

まず、「要求水準の明確化」ということでございます。

幾つか項目がございまして、まず、「要求水準書策定前の段階での明確なコンセプト形成の必要性」ということでございます。これは資料の5 - 2の2ページをごらんいただければと思います。別添 - 1 というものが出ているかと存じます。

こちらのフロー図を見ていただければと存じますけれども、最近、例えば廃棄物であるとか、ハコモノであっても一部の事業、例えば病院であるといったようなものにつきましては、導入可能性調査等々の段階で事業コンセプトというものを明確に作成していくというものが出てきておると伺っております。従来、ともすれば導入可能性調査というのは、V F Mがあるかどうかということにかなり偏った形でのアウトプットでもあったという

お話も聞いておりますが、導入可能性調査の中で、例えばそういった事業コンセプト書も作成していくということをやっていくというのも一つの考え方ではないかということで、例えばそういうようなプロセスをPFI事業実施プロセスに関するガイドライン等に位置付けるということも一つの解決策になるのではないかということで、ここにたたき台の一つとして御提案をさせていただきました。

それから、次の「要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性」ということでございます。これは、モニタリングを行う際のサービス仕様書の内容と平仄をとりつつ、要求水準書の標準化、これは標準化というよりも、一般的な留意点をお示ししていくということかと存じますが、そういったことをはかるというのが一つの方向かなということでございます。

ただ、これはF委員の方から御意見が出ましたとおり、標準化をはかる際には、プラント型、運営重視型等提供されるサービスの類型ごとに整理をしていくということが必要なのではないかということでございます。

それから、「コストと要求水準書の内容との関係を明確化する必要性」ということでございます。これは、もう一度先ほどの別添 - 1、2ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらは、「事業コンセプト書」というものを導入可能性調査段階で作成した上で要求水準書を作成するわけですが、要求水準書をまず作成した上で、その作成したものを踏まえてPSCの積算等を行うというプロセスをとっております。こういった形でまず要求水準書を作りまして、それを踏まえて、それに基づいた積算をしたPSCを積み上げるということをしてまいりますと、要求水準書と要求水準と予定価格の乖離といったものはおのずからなくなっていくのではないかとというのがこの内容でございます。

それから、は、上限拘束性のない、例えば参考価格ということで一定の価格を提示するとか、予定価格そのものではなくても算定根拠を示すという、これはアンケート等でも出てきた御意見でございますが、こういったことを考えるというのがもう一つではないかということでございます。

今後、これらの選択肢を検討し、可能なものから実施していくということではないかということでございます。

それから、先ほどアンケート等でも出た御意見でございますけれども、予定価格について、PSCないしはLCCのいずれかの数値を使用すべきだ、こういった考え方について統一し、公表していくということも必要なのではないかということでございます。

それから、2)「標準契約化の推進」ということでございますが、これは要求水準の標準化等々の作業と平仄をとりつつ、一般的な標準契約書案を作成し、そして公表し、個別の分野ごとの標準契約の作成を促すということにしたかどうかということでございます。

こちらにつきましては、別添 - 2というものの、3ページをごらんください。これは、今年の3月だったかと存じますけれども、英国で新たに出されました Standardisation of

P F I Contract Version 4 というものでございます。標準契約の第4版というものでございますけれども、例えばこういったものの中に、今回御意見として出されましたようなアベイラビリティ、パフォーマンス、要求水準が変わることに伴う契約変更のあり方、紛争解決のあり方、直接契約、ファイナンスのあり方、こういったものについても、これは必ずしも条文というベースではございませんで、考え方というようなイメージでございますけれども、こういったものに盛り込まれているところでございます。こういった英国での取組みというものも参考にした上で、標準化、契約化ということを考えていったらどうかということでございます。

それから、3)「リスクマネジメント等についての考え方の整理」ということでございますが、これは、委員の先生方から出た御意見のとおり、マニュアル等の実務的な規範の整備をはかるということを打ち出したらどうかということでございます。

それから、4)の「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」ということでございます。

まず、「透明性の確保」ということでございますが、6月に改定いたしました「事業実施プロセスに関するガイドライン」。これがなかなか周知徹底されていないようでございますので、まずこれの周知徹底をはかるということと、それから、これは別添-3をごらんいただきたいんですが、6ページでございます。

経団連さん、アンケート等でも、非落札者に対して十分な理由等の説明を行うべきだといった御意見が出ております。これも英国では、デブリーフィングと申しまして、対面で個別に口頭で説明する機会を設けることが義務付けられているというところがあるようでございます。

こういったことも参考にしながら、また、日本でもグッドプラクティスがこちらにございますけれども、幾つかございまして、例えば、アドバイザーから、また発注者御自身から、各応募者に対して、評価された点、評価されなかった点について説明を実施している例もあるようでございます。こういったことを集約して、具体的なルール等々を示していくと、具体的には、事業実施プロセスに関するガイドラインの中にそういうものを位置付けるということも一つの案ではないかということでお示しております。

次の「対話手法の充実」でございますけれども、こちらにつきましては、対話方式をより広範に現場に浸透するということと、具体的な手法、これは手続と言った方がよろしいのかと存じますが、これをプロセスのガイドライン等に盛り込んでいったらどうかということでございます。

それから、次の、「より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス」ということでございます。

先ほど、バリエーションについて御紹介をいたしましたが、詳細を簡単に御説明したいと思います。資料の7ページ、別添-4をごらんください。

これは、英国のP F I事業で実施されているバリエーションの概要でございます。さ

つきコンプライアントビッドと申しました。ここではリファレンスビッドと書いてございますが、2つ提案書を出すという仕組みでございます。1つは、発注者が提示した要求水準書に基づく提案。これは必ず提出するということでございます。もう一つ、要求水準書に必ず従っていなくてもいいけれども、VFMがより高まるように整理をした応募者独自の提案、これをバリエーションビッドと呼ぶということでございます。これは必ずしも提出しなくてもいいということですが、提出が奨励されているということでございます。

こういう形で要求水準に必ずしも沿わないということになりますと、事業の構造、収支構造、リスク構造が変わってまいりますので、それを調整をして、VFMをコンプライアントビッドないしリファレンスビッドと比較できるような形にした上で、VFMを比較して、確かにバリエーションビッドの方がVFMが出ているということでありまして、そちらについて検討するというので、採用されるケースがあるということでございます。

これは一つの例でございますけれども、英国の内務省本庁舎建替え事業というものがございまして。これは、英国の内務省本庁舎、3カ所に分かれて老朽化していたということでございます。要求水準書は、この3つある老朽化した庁舎を順次改修をするという内容でございました。これでバリエーションビッドで入札参加者の方から提案されたものは、これを1つの敷地の上にまとめて建設するという案でございます。残りの2つないし3つ、新しく用地を確保して3つ全部ということのようでございますが、残り3つ全部は、売却をして、その売却益を活用していくということで、非常にVFMが向上していくということで、結果としてバリエーションビッドが採用された例と伺っております。

もちろん、ここに書いてございますけれども、こういったバリエーションビッドが成立する一つの背景には、英国では、いわゆる交渉方式でございまして、入札自体が交渉方式になっておりまして、応募者の方がこういったバリエーションビッドのメリットを発注者の方に十分説明する機会が与えられているということで、こういったことが可能であるというところがあるかと存じます。

そこで、長々とした説明になりましたが、本文の方に戻りまして、こういったバリエーションビッドないしは日本で行われている Value Engineering といったことも参考にいたしまして、民間の創意工夫を生かした上で、要求水準書に示された価値以上の価値を実現するような具体的なあり方について今後検討していったらどうかということでございます。

次に、5)「運営段階における課題に対する適切な対応」ということでございます。

制度変更等に伴う当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムの導入ということでございますが、これはベンチマーキング、マーケットテスト等のツールも含めて具体的なメカニズムについて検討し、標準契約書案として示していくということでございます。

これは、先ほどの、今年の4月に改定された英国の標準契約、S o P C 4 と通常略称されているようでございますが、このS o P C 4 の中でも一つの大きなテーマとして新たに追加された項目と伺っております。

それから、次に、「モニタリング、支払いメカニズムの充実」ということでございます。これは、資料の別添 - 5、8 ページをごらんください。

これは、英国の病院 P F I 事業における標準サービスレベル仕様書というものでございますけれども、いわゆる要求水準につきまして、こういったサービス仕様という形で具体的に示されているということでございます。具体的な個別のサービスをこのケースに置きますと、24 のサービスに分けまして、それぞれ具体的に示しているということで、次の 9 ページをごらんいただきますと、我が国と同じように示している部分に加えまして、パフォーマンスパラメーターとキー・パフォーマンス・インディケーターというものをこれに加えて示しております。

これがどういったものかというのは 10 ページをお開きいただきたいと存じますけれども、例えば、要求水準は具体的にこうである。一番上の枠組みでございますが、こういうふうを示すわけでございます。ただ、実際に要求水準が満たされるかどうかというのは、これが抽象的な表現であるので、よくわからない。したがって、これを具体的に計測できるような具体的なパフォーマンスパラメーターに分けまして、それが果たして充足しているかどうかということでモニタリングをしていくという考え方でございます。

例えば、こちらに掲げておりますのは、いわゆる出来事不良、アン・アベイラビリティ・イベント。ですから、アベイラビリティの指標ということになるわけでございますけれども、こういった形で、いわゆるアベイラビリティ、それから、サービスパフォーマンス、それぞれについて具体的な指標を作って、この指標を充足しているかどうかによって、モニタリングないしは支払いメカニズムを活用していくという考え方でございます。

これを、要は入札前の段階にかためてお示ししていくというのが英国の一つのやり方と伺っております。我が国の場合は、こういった形ではなくて、実際に契約が結ばれて、運営段階になった段階で、業務契約書、業務仕様書というものを発注者、受注者の間で策定するということが一般的であると伺っています。

もとの資料の方に戻りまして、今後、こういった一体として作成をし、入札段階で示すべきものであること、それから、サービスレベルを把握する指標といたしましては、アベイラビリティとパフォーマンスという 2 つがあるということ、これはガイドラインの方に明確に位置付けるということを考えていったらどうかということでございます。

それから、はユニタリーペイメントでございますが、これは契約のガイドラインに、B T O については、建設段階、建設工事費に相当するサービス対価は、B T O の場合は確定債権になりますので、減額の対象としないことが望ましいということで明記をされているところでございます。したがって、B T O については別段でございますけれども、B O T については、ユニタリーペイメントについて積極的導入をはかるべきだというシグナルを示していったらどうかということでございます。

それから、インセンティブでございますが、こちらにつきましては、別添 - 6、12 ページをごらんください。

12 ページに、これは私どもで調査をした結果ですが、96 の回答の中でどれくらいインセンティブを与える仕組みがあったかということを整理しております。「仕組みがある」と御回答されたのが 35、全体の 36%ということでした。このうち9割が「それなりにインセンティブの効果がある」とお答えになっております。こういった現実も一つございますので、インセンティブのあり方等、支払いメカニズムの充実に向けた検討を行うということも必要なのではないかと。これらについて、必要な事項について標準契約書案というものに位置付けていったらどうかというのが ございます。

それから、 は、アンケートにも出ておりましたとおり、建設段階におけるモニタリングの実施方法について、ガイドラインに位置付けていったらどうかということでございます。

それから、5 ページでございますが、「中立的な裁定機関の必要性」ということでございます。

こちらにつきましては、A 委員の方から、即裁定機関の設置ということではなくて、具体的な手続について示していったらどうかという御意見があったかと存じます。

そこで、私ども、これも英国、国際建設契約の方でどのようなになっているかということをし少し整理をさせていただきましたが、それが別添 - 7 でございます。ページ数でいきますと 13 ページでございますけれども、これはかいつまんで御説明申し上げます。

15 ページのポンチ絵をごらんいただきたいと思えます。紛争解決手続の概要ということでございますが、S o P C 4 というのは英国の標準契約でございます。F I D I C というのは国際建設契約約款でございます。

まず、いずれも一番最初の段階では、当事者で解決のプロセスを経てくださいということで、まず当事者間の協議。国際建設契約約款では、発注者と契約関係にあるエンジニアというものが間に入るという仕組みでございますが、それで調整がつかなかった場合といった場合について、中立的な第三者が入るという手続をとっております。いわゆる標準契約の方では、あらかじめ両当事者の間で名簿を同意しておきまして、この順番に従って審査員を選任していくという手続をとります。

それから、いわゆる国際建設約款 (F I D I C) でございますけれども、こちらの場合につきましては、紛争委員会を設置いたしまして、1 人又は 3 人の建設又は契約の専門家を予め同意して、この委員会でいろいろと調整をしていただくというプロセスをとるということでございます。

それぞれ一定の時間内に判断をしていただいて、それからさらに一定の時間内に、もし不服があれば仲裁回避の請求をしていくという手続をとる形になっております。これがそれぞれ、S o P C 4 でございますと標準契約の中に条項として位置付けられている、F I D I C につきましても国際契約約款の中に位置付けられているということでございますので、こういったものも参考にしながら、例えば P F I の標準契約書案において、紛争処理の仕組みを位置付けていったらどうかであろうかということでございます。

それから、また本文の方に戻りまして 5 番目でございますが、「事業期間終了後の課題

に対する対応」、これにつきましては、現況を把握して整理して、具体的な対応策を検討するということがかかるといってございます。

それから、次の6)「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」といってございますが、こちらにつきましては、資料の別添-8をごらんください。16ページでございます。

前回までの総合部会の御議論を踏まえまして、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会を開催させていただきまして、その総合部会の審議の経過を御報告いたしましたところでございます。そこで、いろいろと御意見等をちょうだいしたわけでございますが、こちらにございますとおり、官民連携手法に関する実務上の課題について、早急に実態把握をした方がいいのではないか、それから、地方公共団体等からお問い合わせがあった場合には、例えば、PFI推進室が責任をもって担当省庁に確認をして質問者に回答するということが必要なのではないか。

それから、こういった実態把握をした上で実務上の課題ということ整理をして、それぞれの所管のところ連携して、今後、助言、場合によっては助言の結果というものを普及啓蒙していくということをやった方がいいのではないか。そんな方向で、少し関係省庁の間で相談をしましょうかといった内容になったところでございます。

5ページ目の方に戻りまして、そういった一つの、ある意味では、今後そういった検討をしましょうという合意がなされたところでございますので、まず、そこでの検討をさせていただきまして、推進委員会に御報告をしてご裁可をいただくというようにしたらどうかということが6)の中身でございます。

それから、7)でございますけれども、これは、イコールフットィングの必要性ということで、今後とも確保に努めるということでございます。

それから、8)でございますが、「地球環境温暖化防止対策」につきましては、既にいろいろとやられているところでございますけれども、要求水準書に考え方を示していくということ、審査基準に温室効果ガス等の削減の配慮を示すということについて普及啓発をはかるということをやったかどうかということでございます。

それから、パブリックコメントの方でも出た御意見でございますけれども、光熱水費につきまして、これは事業類型にもよろうかと存じますけれども、現場としてPFI-LCCに参入すべきといったことについてガイドライン等で位置付けていったらどうかということでございます。

以上が、早急に対応すべきものとして整理したものに付き、個別の具体的な対応策として一つのたたき台としてお示しをしたものでございます。

それから、残りの案件、中長期的な課題として対応すべきものでございますが、まず、VFM評価でございます。これはPFIのまさに核となる考え方でございますが、今後ともその検討を継続的に行う必要があるということでございます。

次に、ファイナンス手法のあり方でございますけれども、これも今後の経済動向という

ものを十分見据えた上で、選択肢をできるだけ広くということを考える立場から、継続的に検討を行う必要があるのではないかと考えています。

それから、市場の拡大ということですが、こちらにつきましては、行政の果たすべき責任について十分に留意をしつつ、相応の規模、そして適切な民間リスク移転のある案件が供給されるような方向で検討していく必要があるのではないかと考えています。

時間も押してまいりましたので、簡単に御説明いたしたいと存じますが、17 ページをごらんください。英国では、そういった一つの大規模化のスキームといたしまして、B S F、L I F Tという仕組みがございます。時間も押してまいりましたので、後ほど必要があれば説明をさせていただきたいと存じます。

それから、4)でございますけれども、P F Iのコンサルタントの役割ということでございます。こちらは、我が国のP F Iの発展にコンサルタントが果たした役割というのは少なからず大きいのではないかと考えられます。公共施設等の管理者でP F Iを複数やっているところというのは、実態としてはかなり限られるということでございますので、事業に関わるノウハウの移転、グッドプラクティスの伝承というものはコンサルタントをはじめとした数多くの事業経験のある民間事業者の皆様方によって実質的になされてきた部分が大いのではないかと考えられる次第でございます。

ただ、K委員が御指摘になりましたとおり、今後のP F Iの更なる発展を考えたときに、諸外国の状況を参考として、コンサルタントの役割、必要な制度環境を整えるといったことについて検討していくということは必要なことではないかと考えています。

それから、5)でございますが、海外の企業が我が国の市場の新たなプレーヤーになるということは歓迎すべきことではないかと考えています。

ただ、こういったことをより促進するためには、国際標準に即したルールの導入、透明度の高い事業プロセスの促進ということをはかる必要があるということでございます。

それから、最後でございますけれども、P F I事業に関するサポート組織については、英国だけでなく韓国にもございます。今後、こういったことを参考にしながら、我が国における体制のあり方について検討していく必要があるということでございます。

こちらも別添 - 10 がございますが、これはごく簡単に御説明をいたします。

21 ページでございますけれども、まず、P U Kでございますが、これは全体で 60 名のスタッフを有しております。メンバーは、行政、自治体、民間、それぞれ専門家から構成されているということでございます。給与規定が柔軟で優秀なスタッフを獲得できて、しかも、スタッフが通常の公務員と違って、大体5年以上勤務するというので、ノウハウがそれなりに蓄積していくようになっているということでございます。

それから、P U Kの一つの特色としましては、さまざまな関係省庁とも連携して、さっき申し上げたようなB S FであるとかL I F Tであるとか、こういった事業にも実際に参画をしていくという形で、ノウハウを均てんさせた形で提供していくということをやっ

おります。こういったことが英国のPFIにおけるノウハウの伝播等にかなり役に立っているのではないかと考えています。

それから、4Ps。

それから、韓国でございますけれども、これは2005年にPIMACという組織が韓国のKDIという組織の中に新たに設置されました。PIMACは全体で約50名の組織でございます。これは事業費が2,000億ウォンのプロジェクトにつきまして、ガイドラインでPIMACによる導入可能性調査が義務付けられているということでございますので、実質的にその業務が独占される制度になっておりますので、ノウハウが集中するような形になっているということでございます。

以上、簡単に御報告をさせていただきました。

最後になりますが、最近の政策課題につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。資料6をお開きください。

まず、「地方財政にかかわる最近の動き」ということでございますが、1ページ目でございますけれども、非常に地方財政、借入金残高が累積して、状況は厳しいということでございます。

2ページ目にまいりまして、公営企業、第三セクターについても同様の状況ということでございます。

3ページにまいりまして、そういった状況を踏まえまして、財政健全化に向けての動きというものがございます。1つは、従来は起債制限比率というのは一般会計だけで見ていたわけでございますが、これについて、一般会計から繰り出された公営企業の公債費についても参入する実質公債比率というのを18年度より創設したということでございます。

さらに、地方公共団体財政健全化法というものが新たに成立して、近々施行されるということでございます。こちらにつきましては、資料1をごらんいただきたいと存じます。

従来、地方公共団体の財政健全化のための制度といたしましては、地方財政再建促進特別措置法というものがあって、赤字比率が20%以上の自治体は、財政再建団体ということで、財政再建計画の策定が義務付けられていたわけでございます。しかしながら、こちらに「現行制度の課題」と書いてございまして、わかりやすい財政情報の開示が不十分であったと。それから、今申し上げましたとおり、再建団体の基準がなく、その前に早期是正するような制度がないというようなことがございまして、昨年いろいろと御議論がなされて、今回、健全化法の法律の制定に至ったということでございます。

したがって、具体的な内容といたしましては、まず、指標を整備をしたということでございます。4つの指標がございまして、そのうち、フローの指標である3つのほかに、いわゆる債務をストックで見る、将来負担比率というものも新たに創設されたということでございます。こちらのストック指標につきましては、一般会計のみならず第三セクターまで対象としているということが大きな特徴かと存じます。

それから、先ほども申し上げましたとおり、従来は再建団体についてのみの措置であっ

たわけでございますけれども、その前の早期健全化が必要ということで、そのためのスキームが新たにできたと。このあたりが今回の健全化法の大きな特色ではないかということでございます。

最後になりますが、PFIと財政の関係でございます。これは皆さん御案内のとおり、起債制限比率のころから実質公債比率の現在も、いわゆるPFIにおける債務負担行為のうち、施設整備費、用地取得費、いわゆる起債で調達をすると同等のものについては、起債制限比率の中に入るということでございます。そういった意味ではイコールフットイングになっておるということでございます。

以上、簡単でございますが、地方財政について御説明を申し上げます。

次に、地域活性化でございますけれども、次の資料をごらんください。

まず、政府の取組みといたしましては、今年の2月に地域活性化政策体系というものを定めて、都市再生中心市街地活性化構造改革特区地域再生について一体として推進するという方向性が示されております。

ちなみに、昨今でございますけれども、これらの本部が一つに統合されたということがございます。

このうちの中心市街地活性化でございますけれども、18年度にまちづくり三法というのが新たに改正をされまして、この中で新たに中心市街地活性化のための基本方針というものが策定されて、この基本方針に即している中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣に認定されるという制度が新たに創設されました。

これが具体的にどういうものかというのが2ページ目でございますけれども、まず、中心市街地活性化基本方針の中で、中心市街地の一つの大きな特色として、中心市街地でかなり空閑地が生じる。それから、既存ストックがなかなか有効活用されないといったことがございます。こういったところに都市福利施設を新たに導入をしていくというのが大きな基本方針の内容でございます。

実際に具体的な計画がどのようになっているかということ、3ページの帯広市の中心市街地活性化基本計画というのをごらんいただきたいと存じますが、次のページ、4ページを見ていただいて、一番上のパラグラフの下のあたりですけれども、中心市街地においては、大型スーパーの「イトーヨーカドー帯広店」が10年11月に郊外に移転したことを契機として、ここが空閑地となっており、より深刻な状況を迎えるという記載がございます。

これに対して、この具体的な対応策として、旧イトーヨーカドー跡ビルの再生ということとを位置付けているところでございます。

後ろの方の資料で、後ろから2枚目のカラーの資料でございますが、「中心市街地活性化」の推進という資料をごらんいただきますと、その下のところに、空きビルの改修、コンバージョンの支援というものがございます。今申し上げたような、例えばイトーヨーカドービル、こういった空きビルの改修、それから、コンバージョン、こういったものにつままして、例えばPFIの活用ということも考えられるのではないかとということござ

います。

それから、地方再生力機構の創設。これは、経済財政諮問会議で民間議員が御指摘をされて、現在、法制化に向けた議論が進められているところでございます。

それから、駆け足でいかせていただいて恐縮でございます。次に、地球環境温暖化対策でございます。これは、先ほど大体御説明いたしました。要は、来年から具体的な取組み期間に入るということが一つと、それから、今一番大きく排出が伸びておりますのが、PFIにかかわる建築物等が属する業務部門と家庭部門であるということでございます。

2ページ目にまいりまして、業務部門に対して講じられている施策ということでございますが、特に、いわゆる庁舎施設につきましては、グリーン庁舎の整備の推進ということが掲げられておまして、このための一つの手法といたしまして、ライフサイクル二酸化酸素排出量の採用というものがございます。国土交通省さんの方では、こういった考え方を踏まえたグリーン庁舎基準であるとか、LCCO₂の算出方法についても定められているところでございます。

PFIについての状況でございます。3ページ目でございますが、先ほど御説明したとおり、要求水準書、審査基準の中で項目として位置付けられている例がございます。

5ページ目に入りますが、実際に発注者の皆様方にアンケート調査をした結果ですと、力のところでございますけれども、48%の皆様が環境項目について重視をしているという結果が出てきております。

それから、次のもう一つの話でございますけれども、先ほどもパブコメの意見として御説明をいたしたとおり、PFI事業においては、特に公共施設等の管理者等が使用する施設であって、BTO方式を採用しているものについては、光熱費をPFI-LCCに参入しないというプラクティスが一般的であるという指摘がございます。これにつきましては、パブコメの中で入札価格に光熱水費を含めること、要求水準書や審査項目にLCCないしはLCCO₂削減について明記すること、それから、維持管理業務の一環として、事業者エネルギーマネジメントをやらせるということをきちっと明記すべきだといった御意見が提出されているところでございます。

英国でも Green Public Private Partnership というようなものでPPP及びPFI事業につきいかに環境に配慮するかということにかかわるガイダンスノートというものが定められております。

大変駆け足で恐縮でございますが、次の国有財産の有効活用についてというテーマについて、簡単に御説明させていただきたいと存じます。

こちらにつきましては、ここに「経緯」という形で書いてございますとおり、平成18年のいわゆる「骨太の方針2006」で、国有財産の資産債務改革の一環としての国有財産の有効活用につきまして、PFIの積極的活用といったことが位置付けられているところでございます。こういった動きを踏まえた、これは財務省さんの方でやっていらっしゃるものがございますけれども、「国有財産の有効活用に関する検討フォローアップ有識者会議」

というところでさまざま御議論がなされまして、本年の6月15日に報告書が出されたわけでございます。

ここに書いてございますとおり、まず、23区内の庁舎につきまして、有効活用方策が示されているわけでございます。統合その他の手法を使った有効活用ということが示されているわけでございますが、その際にPFI等の活用ということも位置付けられております。

それから、宿舎につきましても、移転・再配置ということが示されているわけですが、その際にも、整備に当たって民間の知見を取り入れるため、PFI手法を積極的活用ということが明記をされているところでございます。

こういった報告書を踏まえた実態の御報告でございますけれども、3番でございますが、まず1番の庁舎の有効活用にかかるPFIの活用予定ということで、平成20年度につきましては、現在、中央合同庁舎第8号館、これは内閣府の本府でございます。それから、気象庁、これは虎ノ門に移るということでございますけれども、新しい虎ノ門庁舎、それから、西ヶ原研修合同、東雲合同等につきまして、概算要求がなされているところでございます。

次に、宿舎につきましては、平成19年度、20年度につきまして、このような形での予算が認められ、ないしは予算要求がなされているということでございます。こういった国有財産の有効活用という大きな枠組みの中でPFIの活用ということが恐らくいろいろと出てまいりますのではないかとということでございます。

最後になりますが、防災の関係につきましては、別途説明をさせます。

事務局 それでは、防災対策の資料をごらんください。

これにつきましては、以前にM先生よりも御指摘をいただきました防災の視点という観点でございますけれども、まず、防災の分野で民間とどういう連携が今できているかというお話でございますが、阪神淡路大震災の際に、民間企業の力を生かしまして、避難所への救援物資の供給、あるいは土砂の除去等々が行われているという実績がございまして、これは資料1、3ページ目をごらんください。これはM先生より御提供いただいた資料でございます。これは神戸市の担当の方にいろいろとインタビューをしたという議事録でございます。これをごらんいただきますと、例えば4ページ目の、中ほど下のところですが、コンビニの物流の能力を使いまして、避難所に救援物資を運んだ話ですとか、ある4ページ目の一番下のところからですが、山崎製パンと連携して、これもうまく避難所に運んだという話。それから、5ページ目の下の方でございますけれども、土砂で道路が埋まってしまったという状況に対しまして、ゼネコンに任せたら3日で全部片付けてしまったというお話ですとか、あるいは9ページのところでは、罹災証明の関係で、国から貸付金を配るという仕事がございますけれども、これをさくら銀行と連携してやったら非常にうまくいったとか、そういうような民間企業を活用して公共で行うべき業務をうまくやっていただいたという事例でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、こうした阪神淡路等々の経験を生かしまして、政

府でも企業防災という分野でいろいろと検討がなされてきております。例えば(2)のところでございますけれども、平成14年には「企業と防災に関する検討会議」という防災担当大臣が主催する会議で、翌平成15年に方向性が取りまとめられまして、例えば、災害時には生活必需品の対策や応急対策工事等について、企業と行政機関が予め協定を締結しておきなさいということで、行政と民間の連携について盛り込まれております。あるいは(3)のところでございますけれども、平成14年、当時の小泉総理から、災害対応の分野で市場のスピードを生かした民間の知恵と力を生かしておくことが重要であるという発言がございまして、これに基づきまして、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」でいろいろと検討がされて、平成16年に提言がまとめられてございます。こうした取組が政府でもなされております。

それと、防災の観点で言いますと、もう一つ、公共施設等の耐震化という話がございます。御案内のとおり、日本は地震大国でございますので、耐震化というのは非常に重要なテーマでございますけれども、公共施設等につきましても、財政上、あるいは技術的な制約がございまして、なかなか進んでいない面もあると考えられてございますけれども、2ページ目のところでございますが、現在の状況を簡単にまとめさせていただいたものでございます。

例えば、国の官庁施設の整備の関係でございますけれども、ここは国土交通省の資料によりますと、災害応急対策活動に必要な主な官庁施設の場合ですと、55.2%、耐震基準を満足している。あるいは、地方公共団体の公共施設につきましては、消防庁の調査によりますと、平成17年度末までには約56%耐震性が確保されている。あるいは、全国の公立小・中学校でございますと、文部科学省の調査ですと58.6%の耐震性がありとされているというような調査結果がございまして。

耐震性の関係は、規模ですとか用途によっても耐震基準は違ってまいりますので、一概に数字だけでは比較できませんけれども、公表資料からですと、こういうような状況が判明しているというデータでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。今、資料についてはすべて一括して御説明いただきました。今日のこれから、残り45分ぐらい時間がありますので、御議論いただくわけですが、主に資料1で、今までのまとめで、こういった問題提起というか、課題の抽出を、冒頭にも言いましたように、いろいろな委員の方々の御意見を含めていろいろ出てきて、それをまとめたものであって、資料の5-1、5-2を使いながら、部会としてこういう考え方でまとめていったらどうかという御提示を今事務局からいただいたわけで、この辺を中心に御議論をいただければと思います。もちろん今の政策課題についても御意見あれば御発言願いますが、報告書といたしますか、意見を取りまとめるということでは、資料1とか5、この辺で御議論願えればと思います。

ということで、時間もあれなので、早速ですけれども、何か御意見があれば御発言願

たいと思いますが、いかがでしょうか。

A 専門委員 幅広く選択肢を提示して、可能性、方向性をうたわれるというのは大変結構なことだと思います。ですけれども、ちょっと不安に思いましたのは、例えば英国の実務的経験を参考資料として、引き合いに出していますが、現在の我が国の制度体系において、できないものとできるものがあります。これをあまり整理せずに、あたかも英国の経験をそのまま採用しようということは、当然のことながら、公物管理、あるいは入札制度改革も踏まえて制度改革を志向するというふうに受け取られますが、その辺のところの整理というものはある程度しないと、マーケットに対して混乱を抱かせる要素があるのではないのでしょうか。その辺を御議論いただければありがたいと思います。

ちょっと細かいことで恐縮ですが、3 ページ目に「標準契約化の推進」と書いてありますが、若干違和感を感じます。なぜならば、ほかのところは「明確化」「整理」「実現」と非常にわかりやすい。「推進」というのは一体何なんのでしょうか。ましては「標準契約化の推進」というのは、何を言っているかわかりがたいですね。既にガイドラインも出ていることから、契約的規範のあり方の詳細化、明確化、ということなのでしょう。この意味では、「推進」だけではわからない。また、契約案ではなくて、恐らく英国と同様に、物事の見方、契約の見方を市場に提示することがより適切であって、条文を提示するものではないということが前提になるのならば、こういうところも誤解を招くような表現を避けられた方が適切かもしれません。

それと、同じページの3 番目の4 のところは、これもいろいろと御議論のあるところで、余り深く書く必要はないと思いますが、英国では、公的主体の事業者選定判断に対する法的なチャレンジがあって、この前提としてデブリーフィングという手順、考え方が制度的に構成されている。これを記載しないと非常に誤解を招く可能性があります。競争に敗退した者が法的にチャレンジできる可能性とリンクした考え方になりますので、それを記載しないで、一方的にこう書くというのはいかなるものかなという感じが若干いたしました。

5 ページ目を見ていただきますと、恐らくこれも文章表現の問題です。仲裁のところは、F I D I C、結構だと思いますけれども、例えば U N C I T R A L とか、ロンドン国際仲裁規定とか、U C C、いろいろございますので、こんなのは、例えば何々を参考にしつつという形にして従属的な文章にしながら、前の真ん中の考え方を入れた方がいいですね。

それと、ぜひ御意見をお聞きしたいわけですが、5 ページの6)、行政府内部のみの検討でよろしいのでしょうか。さまざまな検討の手法が必要でしょう。また、この審議会はどういう立場になるのでしょうか。行政府のみですべてを判断して、審議会等々に詳細な議論を上げずに公開しないというのは私はおかしいと思います。審議の過程も含めてすべて公開にして、審議会を活用して御検討されるのが本来の筋ではないか。ちょっと考えればらばらになりましたけれども、そういったところを御検討願えればと思います。細かい点もありますが、もしこれが本当のプロダクトになるのであれば、別途書面にて意見を提出いたします。

山内部会長 最初の、例えば英国の事例を持ってきた考え方とか、コメントありますか。
事務局 A委員おっしゃるとおりで、いろいろと未整理なところがあるかと存じます。基本的に、別に英国の制度をそのままということではなくて、参考にする一つの考え方として挙げているということでございますので、そういった趣旨が一つ明確になるようにしていくということと、いろいろと確かにまだ不揃いで、誤解を招くような表現も多々あるかと存じますので、いろいろとA委員の方にも御指導いただきながら整理をしてまいりたいと考えております。

山内部会長 そのほかの点についても、今、例に挙げられている点もまた御検討いただくということによろしゅうございますか。

それでは、時間もございません。そのほかに何か御意見ございますか。どうぞ、B委員。

B専門委員 そうすると、資料5 - 1というのはまだ文章的には粗々のものとして理解すればよろしいのでしょうか。私も、5ページの「裁定機関の必要性」というのは、大事なのだらうと思っておりますが、この書き方ですと、英国のこれがあってというのが、まずそれが非常に重きを置かれるようになりますので、これから仕組みを作るときに、それのみを参考にといても難しいだらうと思えますから、書き方を工夫した方がよろしいように思います。

それから、もう一つは、その前の提言、意見のところではっきり言っていなかったのが迷うところなのですが、L先生の方から以前御指摘があったような気もするのですが、国家賠償について、安全性とリスクというところで見ればよいのかと思えますが、いま裁判例の方向が民間にゆだねた場合の官、公の国賠法上の責任について、官、公の責任とするという流れがありまして、今、民間委託全体について、そういう傾向にあるのです。ほとんどPFIの場合は施設ですので、国賠法2条の問題になりますので、私は直接関係はないと思うのですが、考え方として、多少そのあたりは、これから検討するという作業の中で頭に入れておいた方がよいような感じはいたします。

ただ、ここに載せるかどうか。安全性に関するリスクというところで読めるということでもあるかもしれませんが、今後、裁判例を注視していくというレベルの話かもしれませんが、とりあえず議事録レベルの指摘で構いませんが、一応指摘しておきたいと思えます。

山内部会長 議事録というか、そういう御指摘があったということは何らかの形で出してもいいかもわからないですね。

そのほかにいかがですか。

C専門委員 いろいろ複雑多岐な課題をわかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございました。

速やかに取り組むべきものと中長期的に取り組むべきものとに分けていらっしゃると思いますが、大体こういうことでもいいのかなという感じがいたしました。

個別の論点で幾つか感想めいたものを申し上げます。一つは、2ページの要求水準の明

確化というところですが、これは大変重要なポイントだと思うのです。その箇所で「事業コンセプト書」というのを御提示されていますが、これは手続の中で屋上屋を架すようなことにならないような方向性で進めていただきたい。「コンセプト書」と言うからには、比較的簡潔なものでやっていただく方向でお考えいただきたいという感想をもちました。

次の3ページ目の「標準契約化の推進」ということで、先ほどA専門委員の方からも御指摘ございましたけれども、ここのところの内容はさらに深掘りする必要があるのではないかと。それと、恐らく日本と英国で文化的な風土が違うところがあるような気もする。多分英国の場合、契約というものは本来多様であるというコンセプトが一般的に浸透していて、その中で標準形みたいなものを御提示されているのではないかなと推測いたします。片や日本の場合、標準契約案みたいなものが出ますと、何となく全部それに右へならえしてしまうような文化風土がまだ残っているのではないかなとも思われる。こういうものをまとめていただくというのは必要であり、結構なことだと思うんですけれども、案件特性に応じた契約の多様性みたいなものが前提としてあるんだというあたりは、明確にさせていただく必要があるのかなという感じがいたしました。

それから、4ページの5)の、のところで、サービスレベルの把握指標として、アベイラビリティとパフォーマンスと2つがあるとか、BOTにおいてユニタリーペイメントについて積極的導入をはかるといことをおっしゃっていらっしゃいます。ここは検討課題として大変重要だと思いますし、まさにそういうことが基本かと思えますけれども、一方でそれぞれの案件類型によって違う部分もあるんだと思うんです。例えば、案件類型によってはサービスレベルの指標がアベイラビリティとパフォーマンスであるとは言い切れないところもあろうかと思えます。そこら辺、案件類型をやや詳細に見る必要もあるということに留意をしておいた方がいいのではないかという気がいたしました。

最後なんですけれども、5ページの下「地球環境温暖化防止対策」、これは大変結構で、まさにこれからグローバルに問題になってくることだと思うんですけれども、PFIとほかの手法でやる場合のイコールフットイングというのが一つのポイントとしてあると思います。PFIだけ煩瑣になるということになると、それはそれでまた別の問題が出てくるのかなという感じがいたしました。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

D専門委員 質問なんですけど、今回、こういう形で課題を挙げていくというのはよくわかるんですけど、この課題をどういう形で解決していくといいですか、改善していくといいですか、提言していくという、そこまでこの中に含めて考えるべきなのか、あるいはそれはまた次のサイクルに入るのかというのは明確じゃないので、教えていただければありがたいと思います。

山内部会長 事務局と話してどういうことをしているかということ、今年は節目の年なんです。今、何が問題であって、どうすべきかということ、各方面、いろいろな広いと

ころから御意見いただいて、問題点としての指摘は、今日の資料1にあるように、問題点の指摘がありましたということになって、今、我々、こうやっているいろいろな事業を見てきて、部会として議論してきて、じゃ、どうするかということ、ある意味で次の2年間、2年になるか、1年か、射程距離としては短いと思うんですけども、それでどういうふうに改良できるかということ、今、問題の提起と方向性を定めようというのが我々の今の作業だと認識しています。ですから、資料1であって、そういう問題点がある意味で体系化しているわけで、その方向性みたいなものを資料5-1で、まだまださっきB専門委員が言ったように、ゆるゆるのあらあらのところだけれども、例えば、短期的にすぐにやらなければならないものと中長期的にやらなければいけないものを分けて、具体的にどうということが考えられるかということで、さっきの要求水準の明確化のときに、例えば事業コンセプトというものをに入れてみたらどうだろうかとか、あるいは、ほかの国でやっている事例を見るとこんなことがあるけれども、それは日本でできるのかなとか、そういうようなことも今議論しつつ、ある意味で次のジェネレーションに申し送るということになるかと思えます。そういうふうに私は理解しています。

D専門委員 はい。大体わかったつもりですが、その中で、例えば中長期的なところに入ってしまった Value For Money の評価の話は、この前も議論をして、なかなか難しいというのはよくわかります。しかし、ある意味では Value For Money が一つの目的でPFIがあるわけなので、そういう意味でいけば、もう少し積極的に前の方に出していただいた方がいいかと思えます。

山内部会長 今話したんですけども、Value For Money は中長期的なといっているのは、常に Value For Money は改善を試みていかなければならない問題で、まさにPFIの本質であるだけに、常にいつも、日々これ改善という類のものとしてここに入っているということです。おっしゃるとおりです。

そのほかに。

事務局 今のD委員のお話ですけども、まさに今、山内部会長おっしゃったとおりで、「中長期的な課題」というネーミングが極めてミスリーディングでありまして、重点的にやるべきものと、それよりは若干重点度が緩やかなものと。ですから、タイミングとしては同じようにやっていくんだけれども、早急にある程度解決策を出すべきものと、なかなか早急には解決策が出ないので、じっくりと議論をして詰めていくべきもの、そういう頭の整理の方がいいのかなという感じを今思いました。

山内部会長 どうぞ、E委員。

E委員 今の点で言いますと、いろいろ課題があって、それぞれが相互に関連していますから、どれが重いか軽いかというのはなかなか難しいんだと思うんですね。その中で Value For Money というのは非常に重要な要素だと思いますけれども、しかし、スケジュールで考えてみますと、喫緊の課題という意味で、実際に管理者等のところで困っているところをすぐに早い時期に解決する必要があるという提案をするものということ

になるのだらうと思います。だから、これは書き方というのは、速やかに取り組むべきものとありますけれども、頭の中では全部ずっとあって、その中で早く、急ぎますよというニュアンスになるように、実際の書き方はこういうふうになるのかもしれませんが、そういうとらえ方をの方がいいんじゃないか。

あと、実際、この中で1つ気になったのが、資料1の5ページ目の上から3つ目の段落で、「予定価格については、P S CベースかP F I - L C Cベースかいずれかに統一すべきである」というアンケートがあるんですが、このとおり文章を使うかどうか分かりませんが、仮に、資料1の方でも予定価格というところが出てきたのではなかったかと思えますけれども、前にも申し上げましたけれども、従来の会計法予決令の入札のやり方、あるいは地方自治法による入札の方向と、P F Iの入札の仕方というのは、一見似ているけれども、内容的には違うということだらうと思うんですね。予定価格というのは、入札を提案する方から言いますと、手の内を見せてはいけないという意味で、公表はできないということになるだらうと思いますね。一方、P F Iの方は、一応P S Cの積算をするけれども、実際の意図としては、そこから Value For Money がどのくらい期待できるのかということで提起するわけですね。そうすると、そもそも予定価格というものの意味合いが違うというところを明示しておかないと、非常に誤解を受けるだらうと思うんですね。これは将来どうなるかわかりませんが、従来の会計法や地方自治法による入札制度というのは、それなりの歴史があって、それなりの理由があるわけですね。もちろん改善する必要があると思えますけれども、いきなり全体を改善する前に、P F Iとしてそのところの解決をしなければならぬという時期がくるのかなと。これはわかりませんが、可能性としてはあるのだらうと。そうしますと、前提として予定価格であるという非常に重要な要素がございますので、言葉の使い方は気をつけておいた方がいい。出す前に、そういう議論をしておいた方がいいのだらうと思うんですね。そうすると明確になるので、提起したときに誤解を受けないで済むのではないかと思います。

山内部会長 予定価格ということ自体を少し皆さん念頭に置いていただいて、今、E委員の御指摘、問題提起のように、出されたときにどうなのかということについて、何か意見があったら言っていただいて、報告書の方でもしもそれを書くとしたら、明確にした上で書くということですね。

E委員 そうですね。実は、P F Iの Value For Money が重要であるというのは皆さん御認識があるんですけども、なぜ重要なのかというところで、もちろん予算上のメリットだとか、税の有効利用とかいろいろあるわけですが、具体的にどういうふうを実現していくかというところでは、当然入札のプロセスというのが非常に重要になってくるわけですね。その議論が実はまだ十分できていないために、そのところは混同しやすいのかなと。だから、場合によっては、将来的ですけれども、一つの案として考えられますのは、P F Iに関しての入札方法というのは別途考える必要があるいはあるのかもしれないという気がしております。

山内部会長 もし御意見があれば、また伺います。

A 専門委員 E 委員の御意見、私もよくわかりますが、確かに予定価格の意味合いが、PFI と通常の案件とは違うことが非常に大きなポイントじゃないかと思います。もう一つ別の考え方もとれるのではないかと思うのは、現行の会計法制度を変えるというのは大変ですが、例えば、予定価格の上限硬直性、実はこれが本当の問題になっていて、それのために予定価格の意味が違っているのではないか。

E 委員のおっしゃっているのはまことに正解で、行政が不利にならないようにする配慮を英国でもしているわけですし、英国の資料を参考としてあちこち付けている以上、ぜひともアフォーダビリティディスクロージャーに関するガイドラインのエッセンスを付けていただくと、もっとわかりやすいのではないかと思います。英国でもアフォーダビリティディスクロージャーという形で、これは予定価格の開示とは違いますが、公共が不利にならない形で、上限硬直性のない一種の購入予定価格みたいなものを開示するという慣行があります。その開示の仕方については、公共主体が不利にならないように配慮する形で実務的規範がまとめられているわけです。

例えば、行政解釈で、予定価格のあり方をもう少しPFI に特定のなものを考えることができれば、ひょっとすると、今、民間側が主張しているさまざまな問題は解決できる余地があるのかもしれない。それはE委員の御指摘のとおりじゃないかと思います。確かに議論の余地はあると私は思っております。

山内部会長 恐らくここで一足飛びにそこまで行くのは難しいんだけど、その考え方があり、予定価格という考え方にも、PFI 独特のものもあるということを明示した上で、ここで課題を出していくということだと思います。

そのほかにいかがですか。

F 委員 今日は遅れてきて申しわけございません。説明を全体としてお伺いしたわけではないので、的外れなことを申し上げるかもわかりませんが、その点はお許してください。

今後の検討の方向性について、非常に幅広く論点を拾い上げて、資料1の主な提言等ということで纏めてくださったと思うんですが、報告書はこれをベースとして、添付資料としてもう少し基礎資料をたくさんお付けになる構成になるんでしょうか。

というのは、問題意識から申し上げますと、5-1の1.の「検討の方向性」、2)のところで課題を述べておられますので、これをご覧になった方が何故これが課題なのかということがすぐわかるのかという問題と、それに対する対応策とがどのように関連しているのかが直ぐに理解できることになるはずなのですが、そのところがもう少し説明的に書かれている方が、全体としてはわかりやすいように思います。

例を挙げますと、先ほど「標準契約化の推進」ということをおっしゃっておられたのですが、私自身が契約のガイドラインを作ったときのメンバーだったということから申し上げますと、あれ以上詳細なものにすると、D委員のおっしゃった契約書のひな型になってしまう。ひな型はひな型で欠点があるけれども、PFI 事業の促進という点で全く意味がない

訳ではない。もし今回ひな型を作成するのでなければ、課題として挙げられているもののなかで契約のガイドラインで説明をしていない。例えば裁定機関の規定等、幾つかのところを補う必要があると思います。ですから、どういうところで標準化が必要とされているのかということだけでは少しわかりにくいのかもしれません。

契約書の標準化というのか基本的な考え方の整理というのかは別として、PFI 事業を推進していく上で今必要とされている点について申し上げますと、例えば民間事業者から運営のノウハウが反映された設計が提案されてくるのが最も魅力的だと思っております。そうだとすると、運営のところで何を求めているのかは、1つは要求水準がもとなるのですが、要求水準から、要はアウトプットからそれを満たしたサービスを提供するためのコストが算定できるような仕組みにするというような方向に向かって一つはまとめていくことが、PFI 事業の推進に役立つものを準備するという観点からは必要だと思います。そうした観点から、要求水準の具体的な内容を理解することを有用なのが金額の問題。要求水準書の内容に対し、これぐらいの金額を念頭に置くとすると、この程度の内容の仕様書になるということが共有できる、そういう新しいマーケットを作っていくことが必要になると思うのです。

そういうところまで考えていくと、これは内容的に高度で、読んだ人がわかるかなという気がしますので、そのときに、これから御検討を加えていった際に、どこまでそこを書くのかなということを今ふと思いました。その点だけ皆さんの御意見を伺わせていただければありがたいです。

以上です。

山内部会長 確かに、出てきた背景とかきちっと説明しておかないと、というのがあって、これはまだドラフトだからね。

事務局 「検討の方向性」という資料は、いろいろと論点を委員の先生方、その他、アンケート等で出ささせていただいていますので、それぞれについて、方向性をどう考えていくかということのワーキングペーパーのようなものでございます。したがって、報告書にする際には、当然資料の1に書き込まれておりますような、どうしてそういったことが御議論されてきているのかというところがもちろん入ってまいりまして、それに対してどう対応すべきかというところで、皆様方のコンセンサスがまとまった話を入れていくというような段取りを考えておりました。

山内部会長 その意味では、まだ報告書の文章ではないということでありまして、でも、今のは非常に重要な御指摘でありまして、大体、だんだんと問題をいろいろ出していくと、かなり専門的になってくる。専門的になると同時に、全体の中でどういうふうに整合性をとった回答をしなればいけないか、答えを出さなければいけないか、そういうことになるわけで、まさにFさんがおっしゃったようなことがちゃんと書いておかないとわからないということになると思います。

そのほかにかがででしょうか。

D 専門委員 4 ページの下の のところで、建設段階のモニタリングは当然考えた方がいいと思いますが、通常の建築確認的なことでもある程度はあると思います。こういう書き方をすれば、前も申し上げましたが、維持管理の方をもう少し強調していただいた方がいいかという気もいたします。書き方としてですね。建築段階においても、建設段階においても当然必要だとは思いますがけれども。

山内部会長 これは、モニタリングのガイドラインに建設段階のことは全く書いていないので。

D 専門委員 いえ、1 行だけ入れていただきました。私の記憶では、でも、ちょっと表現が弱いですね。ほとんどサービスに関わるモニタリングが中心です。ですから、維持管理のことはもうちょっと強調していただいてもいいかと思います。

山内部会長 そのほかはいかがでしょうか。

E 委員 この報告に書くかどうかかわからないんですけども、資料 5 - 1 の 5 ページで 7) に「イコールフットィング」とございますが、これは 2 行だけ簡単に書いてありますけれども、これまでずっとイコールフットィングということが言われてきまして、部分的には改善してきているのだらうと思います。ただこういうように書いてしまっただけだと、何が改善されて、何が改善されていないのかというところが具体的に見えないものですから、どこまで書くかというのはなかなか難しいんですけども、例えば、一番わかりやすい例で言えば、固定資産税の関係がどのようになったか。しかし、ほかにも補助金関係で、事業主体が変わってしまうと出ないとか、そういう具体的な事例というのは従来でも指摘されていたわけですね。本文の中で書くかどうかわかりませんが、具体的に何が課題になって、それがどのような方向でこの検討かどこでなされるのか。漠然とやっても何も改善はしませんので、そうすると、F 委員がおっしゃったようなことは、別に若干詳しいところを加えた方がいいのかなと思います。

山内部会長 P F I も 8 年やってくると、いろんなところで研究施設なんかも税制でいろいろ見えていますから、そういったことを踏まえた上でやる。

E 委員 まだ足りないというところがはっきりわかるように。

G 専門委員 私もこれを見まして、幅広くとらえて大変だったなという気がするんです。それで、これからまた表現するんでしょうけれども、現状と課題とか、もう少し細かく入って、わかりやすいような表現になっていくんですね。環境項を入れてくださったのは非常にいいなという印象を受けました。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

F 委員 事務局にまた私が無理なお願いを申し上げることになるのですが、例えば、原因があって結果という言い方がいいのかもしれませんが、発注者側での要求水準書の書き方の検討が十分でないので、例えば、応募者から見た場合には焦点が絞れません。落札者になったとしても、その後の契約協議の中で発注者側からいろいろ無理難題を押しつけら

れて、今、それで辛い立場に立たされておりますということをおっしゃっておられるのを、ときに耳にします。そうした例に照らすと、御指摘の中で、例えば先程の「事業コンセプト書」や、実施方針のレベルでの検討の必要性ということがこれに関係している。こうした原因と結果との間連を軸にして整理して頂くと、それぞれの課題についての検討の方向性の整合性を図ることが出来ると思います。要求水準がもう少し客観化されて、仕様書がなくてもコストの見当がつく。そのために、例えば参考価格が提示されていることが有用だ、というような整理をしていただきたいのです。そういう形でうまく纏めていただければ、この原因を防ぐにはどうすればいいのかということが、全体として相互に関連づけられた上で網羅的に説明できることになる。完全なものではなくて全然いいのですが、A3か何かの紙に一度整理していただけないものでしょうか。そうすれば、委員の間で、この辺はどうしようかということが、容易にわかることになると思います。それ程精緻な作業をしていただく必要はないのですが、如何でしょうか。それがあれば、委員間の合意はとりやすくなると思うので、御検討のほど、どうかよろしく申し上げます。

山内部会長 そのほかいかがですか。

H専門委員 私の方は、特に会計に関して細かい点かもしれないんですけども、リスクマネジメント等についての考え方の整理ということで、広い概念の中に入っているのかもしれないんですけども、会計的にどういうふうに整理するかについては、リスク分担がどうなのかというのをより具体的に議論しないといけないと思います。公共側においても民間事業者側についても、どういうふうに会計処理していいのかというのが、過去の事例から考えて、どっちかが結局負担したんだということが会計処理の考え方にも影響するので、この辺をより具体的に書いてあげた方がいいかなと思っております。

山内部会長 大体一わたり御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、まだちょっと時間はありますが、また御意見、追加的なことがあれば、例えばメールでいただくとかという形をとりたいと思います。

よろしければ、議論の方はこの辺で閉じさせていただいて次回なんですけれども、次回の審議内容ということは、当然、本日いろいろ御意見いただきましたので、これは事務局の方でさらにブラッシュアップするところはブラッシュアップするし、足りないところは補っていただくということで、今、F委員のある意味では鳥瞰図みたいなものも非常に有効かなと思っています。抜けがよくわかる。それから、関連性がすごくわかるということだと思います。そんなことももしも可能であれば加えていただいて、一応次回には報告書の素案ということを御提示いただこうと思います。そういう形でよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、連絡事項、事務局の方から何かあれば。

事務局 ありがとうございます。そうしましたら、総合部会、残りあと2回予定をさせていただきます。次회가11月1日木曜日の10時から、その次が11月9日金曜日の同じく10時からとなっておりますので、御出席方よろしくお願ひいたします。

山内部会長 それでは、そういうことですので、御出席方、私の方からもお願いしたい
と思います。

まだ時間はちょっとありますけれども、以上で本日の議論は閉会をさせていただきます。
どうもありがとうございました。

- 以上 -